

第380回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和3年（2021年）10月15日開催

第380回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)10月15日(金)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 廣田幸英
澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才 藤田香織

(欠席委員) 田代龍也 深川英穂 田中愛美

(漁業取締事務所) 機関長 松村俊 技師 石沢恭久
(水産振興課) 主幹 木村武志 主幹 鮫島守
(天草広域本部水産課) 技師 若田隆太
(熊本県漁業協同組合連合会) 指導部長 橋口謙吾
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭
- 4 内 容
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事
 - 1) 議 題
第1号議案
知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)
第2号議案
令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について
 - 2) 報 告
令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第380天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中12名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第380天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を

1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

皆さんが心配していたコロナもだいぶ収束に近い状況になってきました。このまま収束することを祈っています。

漁業者も、価格低迷や魚が売れない状況です。居酒屋等への支援はありますが、漁業者への支援も何かの補助を考えてもらわないと、燃油もどんどん高騰しますし、経営的にも厳しい状況です。

漁業者になる者も少なくなってきており、まき網漁業など人員を必要とする漁業ができなくなる状況にあります。その中で、天草漁協は外国人の受け入れを始めた訳ですが、どこの漁協も厳しい状況が続いています。それもコロナの影響と考えますので、1日も早くコロナが収束するよう祈っています。

委員の皆様も、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

それでは、ただ今から第380天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 廣田委員と藤木委員をお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日は、知事許可漁業の手繰第3種漁業なまこけた網漁業、大目流し網漁業、その他のかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可

漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びますが、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から新たに漁業を営みたいと要望のあった3つの漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容については、個別にかつ具体的に説明いたします。手繰第3種漁業なまこけた網漁業についてです。冊子を開いていただきまして、上から2枚が本日諮問する漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料になります。図のようななまこけた網を海底に沈め、漁船で曳いてなまこを漁獲します。資料3ページをご覧ください。操業区域は、資料4ページの別記1のとおり天共第8号共同漁業権漁場内の崎津地先となっております。漁業時期は、10月1日から翌年3月31日までとなっております。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっております。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として天草市河浦町崎津に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年（2021年）11月2日から令和3年（2021年）11月11日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）3月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。なまこけた網漁業については以上です。

次に、大目流し網漁業についてです。冊子の上から2枚目にスズキ流し網漁業の資料を添付しております。大目流し網漁業と名称は異なりますが、スズキ流し網漁業は、昭和60年にマダイ流し網漁業やまながた流し網漁業等と共に大目流し網漁業として分類されました。大目流し網漁業では、図のような網漁具を潮流を横切る形で設置しまして、まながた、まだい、すずき等を狙う漁法になります。資料5ページをご覧ください。表の見方は先ほどのなまこけた網漁業と同様です。操業区域は、

資料6ページの別記1のとおり時期によって異なりますが、不知火海の中部から南部の海域となっており、漁業時期は、1月1日から12月31日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は2隻、漁業を営む者の資格として上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。許可又は起業の認可を申請すべき期間はなまこけた網漁業と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年（2022年）11月30日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。大目流し網漁業については以上です。

最後に、その他のかご漁業の制限措置になります。資料7ページをご覧ください。表の見方は先ほどの大目流し網漁業と同様です。操業区域は資料8ページの別記1のとおり、天草市河浦町崎津の地先、漁業時期は3月1日から11月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は2隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの、大目流し網漁業と同様です。許可の有効期間は許可日から令和4年（2022年）11月30日までとしています。また、許可をするに当たって付す条件は、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。その他のかご漁業については、以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局です。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について御説明いたします。

資料11ページをご覧ください。

令和3年(2021年)9月6日付け漁調委第135号により沖縄海区漁業調整委員会事務局長より、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について照会がありました。

このことにつきましては、令和3年(2021年)8月11日に開催しました第378回の本委員会に置きまして、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に提出する本県の提案議題について、御審議いただき4つの議題を御承認いただき提出させていただいたところです。

今回、九州ブロック会議を担当する沖縄海区漁業調整委員会事務局長より、各県から提出された提案議題に対する意見照会がありましたので、御審議頂くものです。

資料12ページをご覧ください。

各県から提出された提案議題の一覧表を示しております。

本県以外の7県から19の提案議題が提出されています。

2番、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

7番、東シナ海における漁船の安全操業確保について

17番、ミニボートによる危険行為の防止について

23番、海区漁業調整委員会の財政確保について議題について、提出させていただいたところです。

本委員会において全ての提案議題について御審議いただくと

時間が掛かります。

新型コロナウイルス感染防止を考慮し、委員会の進行を速やかに進行するため、令和3年（2021年）10月7日付け熊漁調連第14号により、事前に資料を送付させていただいたところです。

本日までに、委員の皆様から各県の提案議題に対する御意見はありませんでしたので、各県の提案議題については賛同する旨の意見を回答することとしております。

資料13ページ以降をご覧ください。

各県からの提案議題の一番下の段に回答案を示しています。

なお、今後の流れにつきましては、本委員会で御審議いただいた結果を九州ブロック会議の担当県である沖縄海区の事務局に回答します。

沖縄海区の事務局は、九州各県の意見を集約し、調整が必要な意見があった場合、関係県で調整されることとなります。

調整された提案議題は、全国海区漁業調整委員会連合会、以下、「全漁調連」と言いますが、その会長県の静岡県に提出され、会長県が要望書として取りまとめ、来年5月に開催される全漁調連の総会に諮られます。

その要望書をもって、同年7月に全漁調連の役員県が、関係省庁に要望活動を行うこととなります。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、事務局から、第2号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長 佐々木委員はありますか。

佐々木委員 ありません。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは特に無いようですので、第2号議案については、
事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。

委員 はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、事務局が示した案のとおり九州ブロック会議の担当県に回答します。

次に、議事の2の報告、「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

委員会事務局です。

資料は、37ページ以降になります。

はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会が行った要望結果について御説明いたします。

要望は、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに構成する全国の海区漁業調整委員会から提案された要望を、全国海区漁業調整委員会連合会が集約して1つの要望書としてとりまとめ、毎年5月に開催される全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会に諮り、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対して要望活動を行います。

従いまして、今年度実施した要望活動は、昨年度開催しました第367回の本委員会で御審議いただき承認された提案議題を熊本県連合海区漁業調整委員会の要望として全漁調連に提案し、全漁調連が要望書として取りまとめ、関係省庁に対し要望したものととなります。

資料39ページから42ページをご覧ください。昨年度、熊本県連合海区漁業調整委員会から要望した提案議題4項目を示しています。

資料47ページをご覧ください。

今年度の要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国海区漁業調整委員会連合会の理事会と総会が、6月に書面決議により行われ、関係省庁への要望活動は、7月に書面提出という形で実施されました。

令和3年（2021年）9月13日付け3全漁調連第25号により全国海区漁業調整委員会連合会会長 鈴木精から、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果が送付されました。

要望活動は、令和3年（2021年）7月12日付けで関係省庁に提出した要望について、回答が取りまとめられていますので御報告させていただきます。

資料49ページをご覧ください。

九州ブロックからの要望とそれに対する関係省庁からの回答

を取りまとめた資料になります。

資料の左の欄に要望した項目を示し、右の欄に関係省庁からの回答を得ております。

本県が要望した「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」は、資料49ページのI 海区漁業調整委員会制度についての項目2により、水産庁から、漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政状況の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めるとの回答を得ております。

資料60ページをご覧ください。

次に、本県が要望した「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」は、資料60ページのIV 沿岸資源の適正な利用についての項目1の①と②により、水産庁から、「適正な資源管理は、その資源を利用する漁業が資源管理措置を講ずることが重要であり、そのためには関係者の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図ることが重要である。水産庁は今後も漁業調整問題について、必要に応じて立会い、双方による協議が十分行われるよう指導する。との回答を得ております。

次に、資料69ページをご覧ください。

本県が要望した「東シナ海における漁船の安全操業確保について」は、資料74ページのV 外国漁船問題等についての項目3の②により、水産庁から、「中国の船舶が、我が国の領域に侵入し、日本漁船に接近しようとする場合、海上保安庁巡視船が安全確保を行う。今後も関係省庁と連携し、日本漁船の安全確保に努める。また、外国漁船や外国公船の情報については、漁業取締に関わる情報で、直接日本漁船や関係機関に提供することはできない。一方で、漁業者の安全確保は重要であることから可能な対応について検討したいとの回答を得ております。

海上保安庁からは、尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して、万全の領海警備体制により漁船の安全を確保している。また、関係機関と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国漁船の情報を提供することにより、漁業者の安全確保を行うとの回答を得ております。

次に、資料78ページをご覧ください。

本県が要望した「ミニボートによる危険行為の防止について」は、資料81ページのVI 海洋性レジャーとの調整等についての

項目3の①のミニボートの危険行為の防止により、水産庁から、船舶の安全については担当省である国土交通省に伝える。水産庁としては、関係省庁と連携し、安全教育の重要性や夜間航行の規制の検討の必要性について説明している。また、ホームページを活用し、ミニボートが守るべきルールやマナー等について広報活動を行っている。

海事局としては、ミニボートの普及に伴い、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。国土交通省は、安全対策に関するマニュアルを作成し、業界全体を通じて広く周知を行っている。今後も安全情報を提供できるよう、官民連携して取り組むたい。との回答を得ております。

以上が、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果になります。

本委員会では本県の要望に対する関係省庁からの回答をご報告させていただきました。他県の要望に対する回答についても御一読いただければと思います。

事務局からの報告は以上です。

議長 　　ただ今、事務局から、議事の2報告について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

佐々木委員 　　よろしいですか。

議長 　　はい、どうぞ。

佐々木委員 　　はじめての海区漁業調整委員会委員さんもおられますので、尖閣諸島周辺海域に本県の漁船も出漁しています。

樋島漁協所属が2隻、天草漁協牛深総合支所所属が1隻、倉岳町漁協所属が1隻尖閣諸島周辺に出漁しています。

今こういう状況ですので、軍艦まで来て操業できないということで、安全操業について漁業者が話し合っって無理をしないように操業しています。熊本からもそういう海域に出漁して操業していることを認識しておいていただきたいと思います。以上です。

議長 　　他にございませんか。

桑原委員 　　はい。

議長

はい、どうぞ。

桑原委員

佐々木委員から話がありましたが、樋島漁協からも2隻、尖閣諸島周辺に出漁しています。

そこで県にお尋ねしたいのは、要望を水産庁に提出して、書類を送付するだけの話ですか。

事務局

先程説明させていただきましたが、去年と一昨年は、コロナの影響により書面による要望となりましたが、コロナの影響がない場合は、全漁調連の役員県が関係省庁に出向き、書類を手渡すとともにその場で直接要望を行うこととなっています。

桑原委員

今は、コロナ禍ですので仕方ない部分がありますが、尖閣諸島周辺に出漁している4隻の漁船については、危険と背中合わせの状況で操業しています。しかし、漁場が非常に良い漁場ですから行かざるを得ない訳です。私が言いたいのは、紙で要望して紙で回答をもらっても何もならないじゃないですか。やはり、重要な問題は直接水産庁に訴えて、我々と対等で話し合うような場を作っていかなければ、漁船の船主から色々聞く部分を水産庁がどこまで把握しているのか、わからない。現場の生の声を主張する場があって然るべきと思う。これは、江口会長にお願いですが、命に関わるような要望の無いようですので、直接水産庁と話をするのも案の1つだと思いますので、県と十分話をして、どういう形でできるのか、検討していただけないでしょうか。お願いします。

議長

桑原委員から発言がありましたが、私の認識としてはそれも良いと思いますが、確か私の記憶では、鹿児島県とそういう委員会を作っているのではないですか。そういう場で活動しているのではないか。

佐々木委員

桑原委員が会長です。

議長

では、桑原委員がすべきではないか。確かそう思っ

たんです。

桑原委員

私たちも直接的なお願いはしている。しかし、それは民間団体としてのお願いです。ここは、公的な委員会だから、組織の重みが違います。当該委員会から上げた要望については、会長が直接交渉して、その結果を委員会で報告するような形にした方が、より良いのではないかというお願いです。

議長

お願いは良いのですが、現場で作った組織が1番強い組織ではないでしょうか。

桑原委員

委員会の会長が強い。

議長

事務局、どうでしょうか。

事務局

今年度と来年度につきましては、熊本県が全漁調連の副会長県となっています。今回御承認いただきました本県の要望につきましては、来年5月の総会で諮られ、承認されれば、6月から7月に関係省庁へ実際出向いて要望活動を行うこととなります。その際、江口会長にも御出席いただくこととなると思います。コロナが収束すればの話です。その際、江口会長にしっかり要望していただけたらと思います。

桑原委員

尖閣諸島の問題について、しっかり勉強してくる。私も参加させて欲しい。生の声を伝えないとだめだ。

事務局

それに関しては、会長県に相談させてください。

議長

委員の皆さん、他に御質問ございませんか。

委員

ありません。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

事務局から、何かありませんか。

事務局

ございません。

議長

それでは、長時間にわたりましたが、これで第380回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

桑原委員の件につきましては、桑原委員が、鹿児島県と会を設けて会長に就任しているということです。私も出る時は出ますが、桑原会長がおられますので、私は出ながら引きながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。